

海外のグリーン公共調達制度等に対する技術支援

1. ベトナム技術協力

1-1 調査の概要

欧州連合(European Union: EU)が推し進めるサーキュラー・エコノミーは、EUの国際標準化戦略として捉えられる向きも多い。強いリーダーシップのもと、環境及び持続可能な課題への対応を政策として経済活動に落とし込み、欧州に有利な市場の創出・拡大、法制度の構築による技術や規格の標準化をEUの重要な戦略として位置付けているとみられる。また、国際連合が主導する持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)や、第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)で採択されたパリ協定など、環境が重要なファクターの一つであるとした世界的な目標やルールが形成され、地球規模の環境問題に対して国際社会が協力して取り組む必要性がより一層求められている。環境配慮型製品の開発技術は日本の強みであり、これを広く世界に展開することは、地球規模の環境保全に貢献しうるだけでなく、国内の環境配慮型製品の海外展開が促進されることによる我が国の経済成長にも貢献するなど、その意義は大きい。そこで、将来的な環境技術発展の素地が大きく、かつ経済成長が見込まれるASEAN地域の国を対象に、制度や基準に関する情報交換などの側面的支援を過去数年間にわたり実施してきた。そして、市場経済化と国際経済への統合を推し進め、日本との経済や文化面での関係が着実に発展しつつあるベトナム社会主義共和国(以下「ベトナム」という。)から、グリーン公共調達(Green Public Procurement: GPP)及び環境ラベル制度に関する技術支援の要望があった。そこで、平成29年度から継続的な協議を始め、ベトナム・グリーンラベル制度の基準策定に関する技術協力、ベトナム・グリーンラベルとエコマークとの相互認証協定(MRA)の推進、③ベトナムにおけるGPP制度構築に向けた情報支援を3つの柱とする技術支援を実施する方向性が確認された。

本年度は、これら3つの柱とする技術支援の要望を踏まえ、具体的な実施計画を協議するとともに、同分野の能力開発トレーニングを行うため、平成30年11月にベトナム・ハノイのベトナム天然資源環境省(Ministry of Natural Resources and Environment: MONRE)を訪問し、第1回訪越会議を開催した。さらには、ベトナム・グリーンラベル及びGPPの制度構築・能力開発支援として、ベトナム側担当者を日本に招聘し、政策・学術・実務の視点から日本のGPP制度を体系的に捉え、より一層の理解を促すため、環境省をはじめ地方公共団体、エコマーク事務局、エコマーク認定商品保有企業を訪問する研修を2回(2018年12月6日(水)、7日(木)及び2019年2月13日(水)～15日(金))にわたり実施した。訪日研修では、日越語の通訳者が同行した。

なお、本技術支援における全ての会議運営は、訪問先等を除き、基本方針の「会議運営」の判断の基準等、ならびに本業務の仕様書「(別添)3.その他(2)会議運営を含む業務について」に規定される要件のうち ~ 及び ~ 、 、 の要件を満たしている。

1 - 2 ベトナムの概要

1) ベトナムの概要

ベトナムは、インドシナ半島の東部に位置し、南北に細長く伸びる社会主義共和国である。北に政治の中心である首都ハノイ、南に経済の中心であるホーチミンがあり、約 9,370 万人の人口を抱える。1995 年に ASEAN に加盟し、安定的に経済成長を遂げている。2017 年の日本の対ベトナム直接投資額(新規及び追加：認可ベース)は 91.1 億ドルで国別では第 1 位となったほか、ベトナムの輸出入相手国として日本は輸出・輸入ともに第 3 位に位置するなど、両国間の経済的なつながりは強い。さらに、1992 年 11 月の経済協力の再開以降、日本はベトナムにとって最大の援助国となっている。



表 2-1-1. ベトナム基礎データ

国名	ベトナム社会主義共和国	首都	ハノイ
面積	32 万 9,241 平方キロメートル	人口	約 9,370 万人
ASEAN 加盟年	1995 年	言語	ベトナム語
GDP	約 2,235 億米ドル(2017 年)	経済成長率	6.81%(2017 年)
経済概況	<p>(1) 1989 年頃よりドイモイの成果が上がり始め、アジア経済危機の影響から一時成長が鈍化した時期があったものの、1990 年代及び 2000 年代は高成長を遂げ、2010 年に(低位)中所得国となった。</p> <p>(2) 2011 年以降、マクロ経済安定化への取組に伴い一時成長が鈍化した。過去数年は ASEAN 域内でもトップクラスの成長率を達成(2015 年 6.68%、2016 年 6.21%、2017 年 6.81%)。</p>		

出典：外務省-ベトナム社会主義共和国基礎データ(平成 30 年 11 月 12 日現在)

2) ベトナム・グリーンラベル

ベトナムの環境ラベル「ベトナム・グリーンラベル」及び GPP 制度はともに MONRE が所管している。まず、2009 年の MONRE「決定(Decision) No. 253/QD-BTNMT¹」により、ベトナム・グリーンラベル制度の立ち上げが承認され、2013 年 12 月の「通達(Circular) No. 41/2013/TT-BTNMT²」の発布により、運用・認定手続き等が確立された。その後、2014 年 1 月に発布された「決定 No. 154/QD-BTNMT³」にて 14 基準が制定・改定



ベトナム・グリーンラベル

¹ URL: <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-nguyen-Moi-truong/Decision-No-253-QD-BTNMT-on-approving-the-ecology-label-issuance-program-141614.aspx> (ベトナム語)

² URL: <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Circular-No-41-2013-TT-BTNM-ecological-labels-for-environment-friendly-products-218340.aspx> (ベトナム語)

³ URL: <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Quyet-dinh-154-QD-BTNMT-2014-cong-bo-tieu-chi-Nhan-xanh-Viet-Nam-Bo-Tai-nguyen-Moi-truong-248895.aspx> (ベトナム語)

され、平成 29 年 11 月発布の「決定 No. 2186/QD-BTNMT⁴」にて 3 基準が制定された。また、基準の制定・改定を示すこの 2 つの決定文書には、ベトナム国内事業者及びベトナムへの輸出事業者(海外事業者)に対する、グリーンラベル申請に係る一般的な事項(環境法規等の順守等)を定めているほか、海外事業者に対しては IAF(国際認定フォーラム)もしくは PAC(太平洋認定協力機構)の国際相互承認のメンバーであり、かつ ISO/IEC17021 認定を取得した認定機関により環境マネジメントシステム ISO14001 の認定を製造工場が取得していることを条件としている(もしくは同等の基準を満たす認定機関により ISO14001 の認定を受けた工場)。平成 31 年 2 月現在、17 基準が制定されており、59 製品が認定を取得している。MONRE ベトナム環境総局(Vietnam Environment Administration:VEA)を中心に、MONRE 内にあるベトナム・グリーンラベル事務局が事務局運営を担い、基準案策定や市場調査、申請技術関連資料の評価を担う技術委員会及び品目選定や基準案チェックを担当するベトナム・グリーンラベル評議会によって、ベトナム・グリーンラベルが運営されている。申請料及び年間使用料は無料となっており、申請から認定取得まで約 1 カ月を要する。

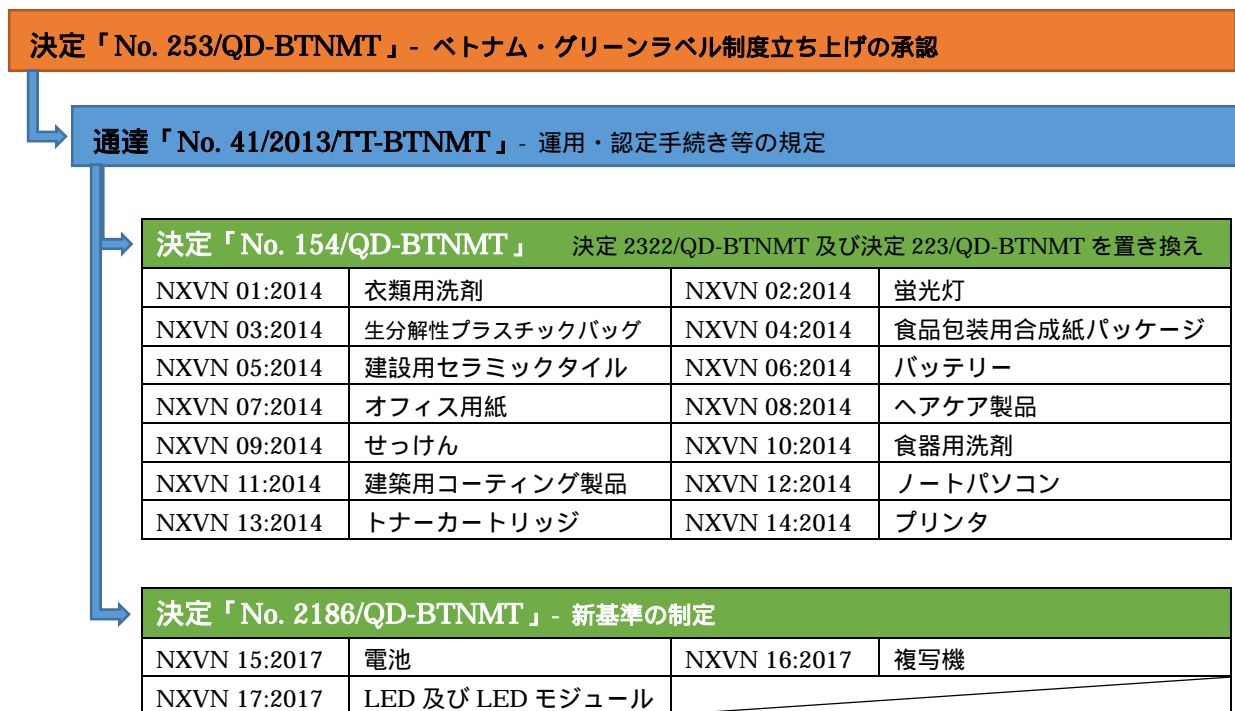


図 2-1-1. ベトナム・グリーンラベルの法体系と基準

3) ベトナム GPP

ベトナムにおける GPP は、日本のグリーン購入法のような GPP に特化した法律は制定されていないものの、環境関連法規や国家戦略等にその記述がある。最初に GPP に関する記述が登場するのは、2012 年に発布された「首相決定(Prime Minister's Decision) 『国家グリーン成長戦略の

⁴ URL: <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-nguyen-Moi-truong/Quyết-dinh-2186-QD-BTNMT-2017-cong-bo-tieu-chi-Nhan-xanh-moi-truong-Viet-Nam-362251.aspx> (ベトナム語)

承認』No. 1393/QĐ-TTg⁵」である。公共支出のグリーン化を規定する法規を制定するための調査や、リサイクル可能な製品や環境ラベル認定製品の使用や調達を優先的にを行うことを要求しているほか、環境配慮型製品の市場拡大のための環境ラベルの普及啓発についても触れられている。2014年改正「環境保護法(Law on Environmental Protection No.55/2014/QH13)⁶」では、第44条「環境にやさしい生産と消費」1項にて「機関、組織、世帯あるいは個人は、環境にやさしい製品とサービスの生産と消費に努めること」、2項では「国の予算を使用する機関の長は、法律の規定に従って環境ラベルの認定を受けた環境に優しい製品とサービスを優先的に使用する責任を負う」と規定している。現時点では、この環境保護法がベトナム GPP における最も重要な根拠法令となっている。そして、その環境保護法の実施規則にあたる 2015 年公布「環境保護法実施ガイドに係る通達(Decree 19/2015/ND-CP guiding the implementation of Law on Environmental Protection 2014)⁷」にて、ベトナム・グリーンラベル認定製品を環境配慮型製品として指定しており、公的機関が GPP に取り組む場合、実質的にベトナム・グリーンラベル認定製品の調達が求められる基本的な構図が形成された。しかし、公共調達の一般的な規則を定めている「調達法(Law on Procurement)」では、調達時における環境面の考慮、つまり GPP の取組については規定されておらず、グリーンラベルを活用した GPP の促進を定めた環境保護法との整合が取れていないことが、ベトナム国内での GPP の実施が進んでいない大きな理由の一つであると MONRE 政策担当者は分析している。具体的には、公共調達には評価基準が設定されているが、その評価基準に経験と能力、品質や性能などの技術的な基準が設定されているものの、現在のところ環境配慮を考慮する基準が含まれていないためである。

表 2-1-2. ベトナム GPP 及びグリーンラベル制度の概要

	GPP	ベトナム・グリーンラベル
根拠法令	環境保護法(No.55/2014/QH135/25/EU) 環境保護法実施ガイドに係る通達(Decree 19/2015/ND-CP)	決定「No. 253/QĐ-BTNMT」 通達「Circular 41/2013/TT-BTNMT」
制定年	2014年改正(環境保護法)	2009年(決定「No. 253/QĐ-BTNMT」)
所管	ベトナム天然資源環境省(MONRE)	ベトナム天然資源環境省(MONRE) ・ベトナム環境総局(VEA)-認証・モニタリング ・ベトナム・グリーンラベル事務局-事務局機能 ・技術委員会-市場調査・基準案策定等 ・ベトナム・グリーンラベル評議会-品目選定等
対象	公的機関は GPP に取り組むことが求められているが、調達法との整合がとれていないため、実質的に自主的取組となっている	主として一般消費者
分野(基準数)	GPP = ベトナム・グリーンラベル	17 基準(平成 31 年 2 月現在) 認定商品数: 59
特徴	公的機関が GPP に取り組む場合、ベトナム・グリーンラベル認定製品の調達が求められる	申請料及び年間使用料が無料 取得に要する期間: 約 1 カ月

⁵ URL: <https://thuvienphapluat.vn/archive/Quyết-dinh-1393-QĐ-TTg-nam-2012-phe-duyet-Chien-luoc-quoc-gia-tang-truong-xanh-vb148498.aspx> (ベトナム語)

⁶ URL: <http://vietnamlawenglish.blogspot.jp/2014/06/vietnam-environmental-protection-law.html> (英語)

⁷ URL: https://binhdinh.eregulations.org/media/19_2015_ND-CP_268680.pdf (英語)